

## 令和4年9月定例会 警察危機管理防災委員会の概要

日時 令和4年10月7日(金) 開会 午前10時  
閉会 午後11時45分

場所 第7委員会室

出席委員 美田宗亮委員長  
橋詰昌児副委員長  
千葉達也委員、松井弘委員、日下部伸三委員、白土幸仁委員、本木茂委員、  
松坂喜浩委員、水村篤弘委員、前原かつえ委員

欠席委員 なし

説明者 [警察本部関係]  
桐澤重彦公安委員会委員長、鈴木基之警察本部長、岩根忠総務部長、  
伊藤奨警務部長、広木利信生活安全部長、福島謙治地域部長、  
飯崎準刑事部長、丹下浩之交通部長、日吉知洋警備部長、  
利根田久雄財務局長、佐藤勝彦警務課長、新井智美総務課長、  
小駒眞次会計課長、山本恭茂生活安全総務課長、  
小田智一人身安全対策課長、関根英勝地域総務課長、  
関根郁久刑事総務課長、鯨坂裕一組織犯罪対策課長、  
内藤淳一交通総務課長、田中守交通規制課長、竹内浩運輸免許課長、  
藤沼誠公安第一課長、江田浩之警備課長

[危機管理防災部関係]  
三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、  
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、  
宮原正行化学保安課長

### 会議に付した事件並びに審査結果

#### 1 議案

議案番号	件名	結果
第119号	埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	原案可決
第122号	財産の取得について	原案可決

#### 2 請願 なし

#### 所管事務調査（危機管理防災部関係）

北朝鮮ミサイル発射の際の、Jアラートの連絡体制及び県の対応について

#### 報告事項（危機管理防災部関係）

消防広域化について

### 【付託議案に対する質疑】

#### 松井委員

- 1 第119号議案についてであるが、全国の条例改正状況はどのようになっているか伺う。
- 2 GPS機器を用いたつきまといで、恋愛感情充足以外の目的で行われた事案は実際に発生しているのか、また、GPS機器を用いたつきまとい事案は具体的にどのようなものがあるか。さらに、これまでそのような事案にどう対処してきたのか伺う。
- 3 条文の中に「反復して行ってはならない」と規定されているが、ここにいう「反復して」とはどのようなものか伺う。

#### 人身安全対策課長

- 1 東京都において、本県と同内容の改正を既の実施しており、令和4年6月22日に公布、10月1日から施行となっている。また、大阪府、神奈川県、青森県において、本県と同内容の改正に向けた手続を進めているものと承知している。なお、長野県、宮城県においては、GPS機器利用のつきまとい行為を除く、「現に所在する場所」「連続文書」の部分について改正を実施済である。
- 2 GPS機器が取り付けられる等のつきまとい事案のうち、恋愛感情等充足以外の目的により行われた事案で、他法令でも事件検挙に至らなかったものは、令和元年、2年、3年、いずれも各6件の相談を受けていることを承知している。具体的には「学生が担任教師の自転車にGPS機器を取り付けて住居を特定した事案」「父親が娘婿の浮気を疑い、娘婿の車にGPS機器を取り付けた事案」「知人から嫌がらせを受けている者が、車にGPS機器を取り付けられた事案」である。事案の対処方策としては、法と証拠に基づいて立件できるものは他法令を適用して事件化するほか、事件化が困難であった場合は、相談者の意向等を踏まえ、行為者に対する口頭指導や必要により相談者に対して保護対策を進めてきた。
- 3 「反復して」とは、複数回繰り返してということの意味する。どのような場合に反復して行ったと評価できるかについては、ある程度時期的に近接していることが必要であるが、個々具体的な事案ごとに判断することとなる。また、改正条例第10条第2項第1号から第10号までに掲げる「つきまとい等又は位置情報無承諾取得等」のうち、いずれかの号に掲げられた行為を反復することをいい、特定の号に掲げられた行為を反復することに限られるものではない。

#### 日下部委員

- 1 第122号議案について、ヘリコプターテレビシステムの性能について伺う。
- 2 ヘリコプター製造当初にシステムを組み込めない理由について伺う。
- 3 システムについて他県の整備状況について伺う。
- 4 システムは国費整備が基本と考えるが、国への申請状況について伺う。
- 5 システムの国費整備について、国に働き掛けを行う際の担当部局及び航空法の所管庁について伺う。

#### 警備課長

- 1 性能については、警察活動上支障があるため、回答は控えさせていただきます。

- 2 航空法の定めにより、ヘリコプターへの当該システム等の装備資機材の搭載は、国土交通省によって耐空証明を受けた機体でなければ搭載工事を開始することができない。したがってヘリコプターの製造段階から当該システムを搭載することはできない。
- 3 他の都道府県警察の保有状況については、答える立場ではないので、回答を控えさせていただきます。
- 4 警察用航空機むさしにあっては、機体の更新前から警察庁にシステムを搭載した機体の整備を要望していたが、結果として国での整備がされなかったため、県において整備するものである。今後も機体を更新する際には、システムの整備もあわせて要望していく。
- 5 県警察が相対しているのは警察庁だが、警察庁の担当については、他機関の事務分掌であるので、答える立場ではない。ただし、県警察では、警察航空機及び装備品等の調達については、「警察庁長官官房会計課」、航空機の飛行計画等の運用に関することについては、「警察庁警備局警備運用部警備第二課」をそれぞれカウンターパートとしている。また、航空法を所管するのは国土交通省である。

#### 千葉委員

- 1 第122号議案について、ヘリコプターテレビシステム機上設備の入札に参加した会社数と予定価格について伺う。
- 2 システムの使用実績と必要性について伺う。
- 3 納入期限が令和6年3月であり、約1年半と長期間であるが、システム未搭載期間の運用について伺う。
- 4 機体をばらすことのないような安価なシステムを搭載することはできないか。
- 5 納入時期を早めることはできないか。

#### 会計課長

- 1 2社参加した。予定価格については、公にすることにより、今後行われる同種の契約事務に支障があることから回答は控える。
- 4 警察活動に必要な機能が備わっていない安価なシステムでは警察活動に支障が生じる上、相応の納期や費用を要するため、今回のシステムを導入するものである。
- 5 精密機械であり、一般的に販売されているものではないため、契約をしてから製造をすること、また、調達についての供給網や世界情勢を考慮し、納期について長い期間を設定している。しかし、順調にいけば令和5年中に納品が可能と考えている。

#### 警備課長

- 2 ヘリコプターテレビシステムと航空機の機動性を生かし、大規模災害時における迅速な情報収集、山岳遭難、水難事故における搜索活動、逃走する被疑者や逃走車両の確認・手配などの実績を上げている。ヘリコプターテレビシステムによる事件・事故及び災害発生時において組織の眼となるリアルタイム映像は、迅速的確な警察活動の要となる正確な情報を共有することができ、各種警察活動には重要である。今後も県民の安心・安全を守るため、空からの治安維持を継続していく上で、ヘリコプターテレビシステムは必要不可欠なものである。
- 3 目視によるスカイパトロールのほか、ホイスト救助装置が整備されている機体については、山岳救助等の救出救助現場及び訓練等での運用を図っていく。

## 水村委員

- 1 第122号議案について、国内にヘリコプター用の機器を製造したり取り付けしたりすることが可能な業者の数について伺う。
- 2 ヘリコプターテレビシステムの耐用年数と更新時期について伺う。
- 3 県警察で保有しているドローンでは、ヘリコプターテレビシステム搭載機と類似の運用はできないのか。
- 4 第119号議案について、追加される規制事項「現に所在する場所」は、店舗・ホテル・学校のグラウンド等、幅広く規制をすることとなるが、規制に含まれない場所はあるのか
- 5 条文に「拒まれたにもかかわらず」とあるが、どのような方法・内容で拒めばよいのか、やんわりと断ったような場合はどうか。

## 会計課長

- 1 現在把握しているのは2社である。
- 2 システムの耐用年数について、おおむね10年を想定している。ヘリコプターの耐用年数については、おおむね20年を目処に計画しているため、その間にシステムの更新が必要となるが、更新時期については使用状況を踏まえながら検討する。

## 警備課長

- 3 ドローンとヘリコプターの大きな違いは、主に機体の大きさ、継続飛行時間、機動性、飛行高度にある。例えば、ヘリコプターであれば、入間市内の航空隊から県北部まで十数分で到着し、高高度から広範囲かつ長時間継続した活動が可能だが、ドローンでは不可能である。しかし一方で、現場が特定された水難事案などの場合、狭い渓谷や橋りょうの下などでの活動には、ドローンが有効である。特性が大きく違うことから、ヘリコプターテレビシステム搭載機の活動をドローンで補うには限界がある。したがって、ドローンをヘリコプターテレビシステム搭載機の代用として運用するのは一部の特殊な場合を除き難しい。ただし、御指摘のとおり活用できる場面もあるので、代用について積極的に検討していく。

## 人身安全対策課長

- 4 建築物や敷地の概念に当てはまるものであれば「現に所在する場所」に当たる。規制対象に含まれない場所としては、押し掛けるなどの行動が物理的に困難と認められる、被害者が移動中の路上などが挙げられる。また、「押し掛ける」とは「平穏が害されるような態様で行われる訪問であって、社会通念上許容されないもの」を意味し、「みだりにうろつく」の「みだりに」とは「社会的相当性がないような態様によること」を意味するため、日常生活で必要な行動と認められる場合、取締りの対象には当たらない。
- 5 「拒まれたにもかかわらず」と言えるためには、行為者において、被害者から拒絶されていることを認識していることが必要である。したがって、拒絶の手段は、拒絶の意思が表示・明示されるもの、例えば「行為者に対し、口頭やメールにて直接、或いは第三者を介して明確に拒絶の意思を示す」「行為者から送付された郵便文書に何らかの拒絶の意思を記し署名したメモを貼り付けて行為者に返送する」といったものが適当であると考えられる。拒む方法は様々あるが、拒絶が相手方に伝わっていればよい。また、やんわり断ったような場合、拒絶が相手方に伝わっているか否かについては、個々具体的な事案に則し評価することとなるが、やはり、拒絶は明確になされるべきと考え

る。

#### 松坂議員

- 1 第119号議案について、今回の改正で追加される禁止行為について、これまでは住居侵入罪など他の法令で対処してきたと承知しているが、具体的にはどのような対応がなされてきたか。
- 2 今回の改正を県民にどのような方法で周知するのか。また、警察職員にどのような方法で周知するのか。

#### 人身安全対策課長

- 1 今まで埼玉県迷惑行為防止条例で対処できなかったものは、他法令を活用している。相手方が現に所在する場所への押掛けやGPSを取り付けるに際し、建造物侵入があった場合などは住居侵入罪を、連続文書の中に脅迫と取れる文言があれば脅迫罪を適用するなどしていた。今回、条例が改正となれば、今までカバーできなかった部分が条例でカバーできるようになると承知している。
- 2 本条例は、公布から施行まで周知期間を3か月設けている。周知を図る方法については、県警ホームページによるほか、報道機関への広報、ラジオによる広報、各警察署における広報誌や各種行政機関誌等の活用、各種会合における広報等により県民等への周知を図っていく予定である。また、警察職員に対しては、部内全職員への文書による通知、各種講習の機会における事案担当者に対する指導教養、警察幹部からのあらゆる機会における周知指導等を実施することで周知を図っていく。

---

#### 【付託議案に対する討論】

なし

---

#### 【所管事務に関する質問】

##### 千葉委員

過日報道された、北朝鮮の中距離弾道ミサイルは、秒速2キロメートルから秒速5キロメートルであり、日本に着弾するまで約7分から8分程度、10分以内に到達すると想定されている。これはJアラートが作動してから約3分から4分となる。短距離弾道ミサイルの場合、秒速2キロメートル以下、長距離弾道ミサイルの場合は、秒速5キロメートルから7キロメートルとされていることから、長距離弾道ミサイルでは、中距離弾道ミサイルの場合と比べて約半分の時間しか、要しない計算となる。このように、限られた時間の中で、国と県との連絡体制はどのようになっているのか、その時間軸も含めて伺う。また、その際の県の対応について、検討されているのか。さらに、各市町村との対応についても伺う。

##### 危機管理課長

まず、国、具体的には内閣官房においてミサイル発射を探知すると、日本に影響を及ぼす場合、該当する都道府県に対して、Jアラートで情報発信する。対象となった都道府県では、各市町村の防災行政無線が自動起動し、直ちに「ミサイルが発射された」などといったメッセージが発出される。また、同時に、各携帯事業者を通じて、対象地域にエリア

メールで通知が行く。令和4年10月4日のケースで言うと、7時22分に北朝鮮からミサイルが発射され、5分後の7時27分に防災行政無線やエリアメールでその情報が伝達された。そして、7時43分には上空を通過したという情報が同様に伝達されている。この情報については、同時に県でも受信している。県内にJアラートによって情報が伝達された場合の本県の対応については、直ちに危機対策本部を立ち上げて、速やかにズームチャットなどを利用して、県幹部に情報共有を行う。また、市町村、消防本部、警察にも情報を提供し、被害情報の収集に当たる。さらに、県のホームページ、ツイッター、防災アプリにも同様の情報を危機管理防災部職員が手動で配信することになっている。

### **千葉委員**

国からの情報は県と市町村に同時に来るのか。それとも市町村よりも前に県に情報が来るのか。また、Jアラートが発動された場合、県としてどう対応するかを検討しているということでしょうか。

### **危機管理課長**

県と市町村は同時にその情報を受ける。また、県内にJアラートが発動するような場合、直ちに先ほど申し上げた対応を行うと決定している。